

## 水質汚濁防止の取組促進方策検討会について 環境省



この度、環境省では 12 月 8 日に、水質汚濁防止の取組促進方策検討会(第 4 回)を開催しました。第 3 回の検討会では、水質汚濁防止法に基づく測定項目・頻度について、取組促進方策検討会報告書(案)の検討等が行われました。今回の検討会では、これまでの検討を踏まえ、具体的な測定項目の選定方法や頻度について、集約された形での報告書(案)が出されました。

今回の検討会における具体的な検討内容としては、

- ・第 3 回検討会における意見と対応(報告書素案に対する回答及び質疑)
- ・前回は踏まえた上での水質汚濁防止の取組促進方策検討会報告書(案)における質疑応答(測定項目や頻度、対象、記録の保管、測定分析機関等)

についてになります。

水質汚濁防止法第 14 条第 1 項に規定される排出水の汚染状態の測定等に関し、測定対象項目及び頻度などについて検討する事を目的としている本委員会は、今回の検討を経て、最終的に報告書を取りまとめ、座長(藤田正憲大阪大学名誉教授)確認後、省令案を作成し、パブリックコメントを実施するとしており、改正施行予定は 2011 年 5 月とのことです。

なお、現段階では全て検討の段階にあり、決定事項はありません。

当社では今回の検討会も含め、常に最新情報を入手すべく、傍聴会への参加も継続的かつ積極的に行っております。また、様々な種類の水質分析について、長年の経験と実績があります。最新情報のお問合せと共にお気軽にご相談ください。

資料 2010 年 12 月 8 日付 環境省 水質汚濁防止の取組促進方策検討会(第 4 回)配布資料

化学分析箇所 清水圭介